

# 第14回

## 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成30年10月25日(木)  
午後2時00分～午後4時00分

2、開催場所： 本部町役場(2階会議室)

3、出席委員 (6人)

会 長 7番 知念 一義

委 員 1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第9号 農地法第5条許可申請取下げ願いについて

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第69号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第71号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

## 7、会議の概要

- 議長 ただ今から第14回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。  
  
会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。  
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は1番委員と2番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。  
  
会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 報告第9号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第9号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて  
上記のことについて、別紙の通り申請を取り下げることとしたので、  
本部町農業委員会専決処理規定第2条の規定により、農業委員会へ報告します。  
  
1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。  
  
番号1番 健堅644 地目 畑  
健堅703 地目 畑  
健堅704 地目 畑  
健堅705 地目 畑  
健堅708-1 地目 畑 面積計897㎡  
譲受人:本部町在住A氏  
譲渡人:本部町在住B氏 他2名  
取下げ理由:以前許可を受けた案件について先に進めていくため。  
添付資料説明  
  
以上で報告を終わります。
- 議長 報告が終わりましたので議案に進みます。
- 議長 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条  
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会  
の可否の意見決定を求めます。  
  
1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。  
  
番号1番 備瀬2240 登記現況共に、畑 面積869㎡  
譲渡人:本部町在住C氏  
譲受人:本部町在住D氏  
権利種別:所有権移転

申請事由:規模拡大  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

では、議案第68号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

異議がございませんので、議案第68号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第69号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第69号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の  
促進などに関する事務処理に基づき、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開きください。今回の申請件数は1件です。

番号1番 健堅582 登記畑 面積421㎡  
健堅592 登記畑 面積356㎡

申請者:北谷町にある企業E

転用目的:宿泊施設等

転用理由:宿泊施設の建築

計画通りに事業を遂行できない理由:当初の金額の融資が受けれず、資金  
計画を縮小、設計を変更して今後計画を進めていく。

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

では、議案第69号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

異議がございませんので、議案第69号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、  
農地法第5条の規定による許可及び同法第5条第3項において準用する  
同法第4条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 瀬底3282-1 登記現況共に、畑 面積369㎡

譲渡人:那覇市在住F氏

譲受人:うるま市在住G氏

転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在アパート住まいのため、住環境のいい瀬底島に移住したい  
農地区分:第2種農地  
添付資料説明

番号2番 瀬底3182-3 登記現況共に、畑 面積343㎡  
譲渡人:本部町在住H氏  
譲受人:東京都在住I氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:住環境のいい瀬底島に移住を考えており、当初は会社を別荘とする。  
農地区分:第2種農地  
添付資料説明

番号3番 瀬底2894-1 登記現況共に、畑 面積522㎡  
譲渡人:本部町在住J氏  
譲受人:北谷町在住K氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:申請地にコンテナを改装した住居を置き移住したい。  
農地区分:第2種農地  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

1番委員 3件とも事前着工もなく問題はないと思われます。

議長 では、議案第70号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

異議がございませんので、議案第70号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第71号 非農地証明願いについて  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第71号 非農地証明願いについて  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、  
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、  
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。

番号1番 願出人:那覇市在住L氏 他1名  
申請農地:渡久地564 登記、畑 面積1299㎡  
申請要旨:岩が多く現況として農地に適さない。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住M氏  
申請農地:具志堅1705-1 登記、畑 面積227㎡  
具志堅1705-2 登記、畑 面積115㎡  
申請要旨:当該土地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号3番 願出人:名護市在住N氏

申請農地:北里1252-1 登記、畑 面積443㎡  
申請要旨:20年以上耕作されておらず、農地に適さない。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号4番 願出人:大阪府在住O氏  
申請農地:北里409 登記、畑 面積1434㎡  
申請要旨:当該地は、昭和49年ごろより農地として使用される事なく長期間  
放置され農地として使用する事ができない。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号5番 願出人:本部町在住P氏  
申請農地:崎本部1770 登記、畑 面積418㎡  
崎本部1771-1 登記、畑 面積392㎡  
申請要旨:長い間畑として使用していない為雑草・雑木がはえている。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号6番 願出人:那覇市在住Q氏  
申請農地:崎本部3985-2 登記、畑 面積769㎡  
申請要旨:該当地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

補足説明させていただきます。

3番委員 番号1番については、申請事由通り岩が混じっており農地には適さないと思います。  
番号2番については、面積も狭く農地としての復元は難しいと思われます。  
番号3番については、土手のように盛り上がり、また木が生えており  
非農地として判断して問題ないと思われます。  
番号4番については、写真の通り木が生い茂っており、非農地状態でした。  
番号5番については、ススキが確認されましたが、数年前までは耕作されているようであり  
農地としてまだ利用可能な土地であると思われます。  
番号6番については、木が生い茂っており、非農地状態でした。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

議長 では、議案第71号については番号1番、2番、3番、4番、6番は可決  
番号5番 につきましては農地としての斡旋を考えるとということで  
否決でよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第71号は可決、または否決決定致します。

本日の総会はこのをもって閉会いたします。

閉会時間 16時00分

議事録署名員

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義